令和8年度一斉入所

申込みにあたっての留意事項

東成区役所保健福祉課



令和8年度一斉入所 スケジュール

受付•面接期間

令和7年10月1日(水)~令和7年10月15日(水)

- ※ 9月8日(月)9時よりオンライン予約開始
- ※ 当日は必ずお子様と一緒にご来庁ください。

不足書類提出、希望変更期間

令和7年11月17日(月)まで

結果発送

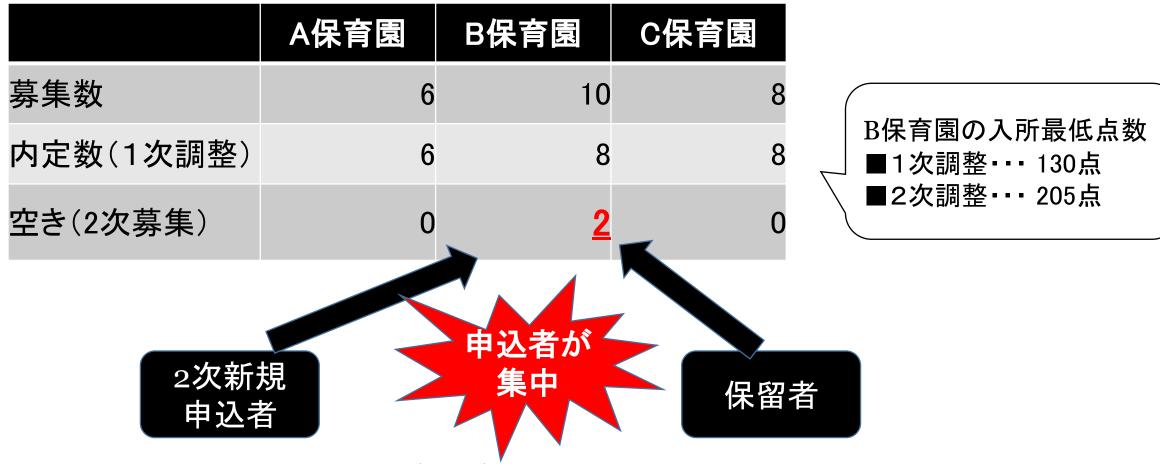
令和8年1月26日(月)発送 1月28日(水)以降順次到着予定

令和7年度一斉入所 1次調整選考結果

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
募集人数合計(A)	103	177	64	47	19	17
入所人数合計(B)	81	173	48	41	2	3
空き状況合計(A-B)	22	4	16	6	17	14
保留者数	10	47	11	11	3	0
うち育休延長希望	6	10	1	0	0	0

[▶] 保留者はいるが、すべての年齢で空きがある。

1次調整と2次調整の違い



▶ 2次調整になると、競争率が上がるため、1次調整なら内定の点数でも保留となることがある。

令和7年度一斉入所 2次調整選考結果

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
募集人数合計(A)	20	8	24	11	22	13
入所人数合計(B)	10	8	9	9	3	1
空き状況合計(A-B)	10	0	15	2	19	12
保留者数	20	50	11	9	4	0
うち育休延長希望	10	11	2	1	0	0

[▶] 申込の多い1歳児クラスは、育休延長希望以外の保留者が最も多い。

利用調整基準(選考点数)



■選考

- > 点数の高い世帯から内定
- ▶ 同点の場合は、順位表により優先順位を決定

■基本点数

- ▶父・母が保育できない事由により、それぞれ基本点数を付けて合算
- ▶ひとり親世帯は、当該ひとり親の点数と100点を合算

■調整指数

▶世帯の状況に応じて加点・減点

調整指数



■主な減点項目

- ▶-3点・・・65歳未満の別居の祖父母に預けることが可能 (祖父母の保育理由証明があれば減点なし)
- ▶-6点・・・就労内定のうち、就労開始時期が未定のもの

■主な加点項目

- ▶+5点・・・申込時点で、週3日以上有償で認可外保育所を利用 (求職活動中、育休中の利用は除く)
- ▶+7点・・・きょうだいが利用中の保育施設を希望する場合
- ▶+3点または+5点・・・保護者が障がい手帳の交付を受けている場合 (保育が必要な理由が障がいの場合は除く。)

利用調整例

P25(3)順位表

	点数	第1希望	第2希望	要件	祖父母等 との同居	小学生以下の 子どもの人数
北 一郎	205	内 A保育所	B保育所	就労	なし	1
都島 二郎	200	内 A保育所	B保育所	就労	なし	<u>2</u>
福島 三郎	200	内 A保育所	B保育所	就労	なし	1
此花 四郎	200	A保育所	内 B保育所	就労	<u>あり</u>	1
中央 五郎	190	内 B保育所	A保育所	就労	なし	1
西 六郎	190	A保育所	内 B保育所	就労	なし	1
港 七郎	190	B保育所	A保育所	就労内定	なし	1

A保育所(空き3)	順位の根拠	
① 北 一郎	点数	
② 都島 二郎	小学生以下の子どもの人数	
③ 福島 三郎	祖父母同居なし	

B保育所(空き3)		順位の根拠	
1	此花 四郎	点数	
2	中央 五郎	希望順位	
3	西 六郎	就労	

育休中の後順位希望

※現在育休中の場合の利用調整の希望について、いずれか一つのみにチェックをつけてください。

(後順位の取扱い(選択肢②)となっても、育児休業給付金の受給において不利に働くことはありません。)

- □ ① 私は、利用調整において通常通りの順位付けとなることを希望します。
- □ ② 私は、育児休業を延長することが可能であり、利用調整において他の利用希望者よりも後の順位付けとなることに不服はありません (本事項に該当しなくなった場合はすみやかに申し立てます)。

【募集数3名のA保育園に4名の申込みがあった場合の選考について】

氏名	第1希望	点数	結果
①東成 一郎	A保育園	207	内定
②東成 次郎	A保育園	200	内定
③東成 三郎	A保育園	180	内定
④東成 花子	A保育園	130	保留

②東成次郎が 育休延長希望 の場合

	氏名	第1希望	点数	結果
,	①東成 一郎	A保育園	207	内定
	③東成 三郎	A保育園	180	内定
	④東成 花子	A保育園	130	内定
	②東成 次郎	A保育園	200	保留